

## 北九州市電子入札実施要領

平成16年12月1日  
最終改正  
令和2年11月27日

### 目次

#### 第1章 総則

#### 第2章 共通事項

##### 第1章 総則

###### (趣旨)

第1条 この要領は、北九州市契約規則第16条の2（第18条及び第20条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市における入札に関する手続きを電子入札により行う場合において、必要な事項を定めるものとする。

###### (用語の定義)

第2条 この要領において用いる用語の意義は、別に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 入札案件の登録から入札参加申込や入札並びに落札者の決定までの事務（以下「入開札事務」という。）をインターネットを利用して処理を行うシステムのことをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムにより処理する入開札事務をいう。
- (3) 認証局 電子署名法でICカードを発行することを認められた機関をいう。
- (4) ICカード 認証局が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいう。
- (5) 入札者 有資格業者名簿に記載されている有資格業者の代表者（受任地を設定している場合は、その受任者）をいう。

##### 第2章 共通事項

###### (一般競争入札の公告)

第3条 市長は、一般競争入札を電子入札で行うときは、入札書（入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）の受付開始日の前日から起算して10日前までに市公報又は掲示場その他の方法により公告するものとする。ただし、急を要する場合は、その期間を5日に短縮することができる。

2 特定調達契約に係る一般競争入札においては、前項中「10日前」とあるのは「40日前（一連の調達契約のうち、その最初の契約に係る公告において、最初の契約以外の契約に係る公告を24日前までに行う旨記載した場合における当該最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前）」と、「市公報又は掲示場その他の方法」とあるのは「北九州市公報」と、「5日」とあるのは「10日」と読み替えて適用するものとする。

3 第1項の公告には、次の事項を掲載するものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争入札に参加する者に必要な資格事項
- (3) 契約条項を示す場所及び日時
- (4) 入札書の受付期間並びに開札の場所及び日時

- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 無効入札に関する事項
- (7) その他入札に必要な事項  
(入札方法)

第4条 入札者は、市長が指定する入札書の受付期間に、入札書に必要な事項を入力し、電子署名を付したうえで、電子入札システムにより提出しなければならない。

2 前項に定める入札書の受付期間は、原則として3日間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とするものとする。

3 入札書は、電子入札システムに記録された時点で提出があったものとし、その旨を入札書受信確認通知書により通知するものとする。  
(入札の中止等)

第5条 電子入札システムに障害が発生し、入札事務が不可能となった場合は、入札の中止、延期又は取消を行うものとする。

2 前項の場合においては、入札書の受付締切日の延期や市長の指定する入札方法への移行等の方法で臨機に対応するものとする。  
(入札の辞退)

第6条 入札者は、当該入札を辞退するときは、電子入札システムにより入札辞退届を提出しなければならない。ただし、やむを得ないと認められる場合には、市長の承諾を得て、書面により提出することができる。

2 前項の届出は、入札者が入札書を提出するまでの間に行うことができる。  
(開札)

第7条 市長は、開札を予定日時以降、電子入札システムにより速やかに行う。なお、入札者及び当該入札事務に関係のない職員の立会いは行わないものとする。  
(開札の異議)

第8条 入札者は、契約規則第11条の規定にかかわらず、開札の結果について異議申立てをすることができる。

2 前項に規定する異議申立ては、開札日の翌日までに行わなければならない。  
(くじによる落札者の決定)

第9条 第7条に規定する開札の結果、くじ引きにより落札者を決定する必要があるときは、市長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 入札者が、代理人をもってくじを引く場合は、あらかじめ委任状を提出しなければならない。  
(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

- (1) 入札参加の資格がなくて入札したとき
- (2) 入札書が所定の日時までに到着しないとき

- (3) 入札保証金を納付しないときまたはその額が不足するとき
- (4) 同一事項について2通以上の入札書を提出したとき
- (5) 入札者が協定して入札したと認められるとき
- (6) 入札に際し不正の行為があったとき
- (7) ICカードの登録完了通知を受けていないICカードで入札を行ったとき
- (8) ICカードの失効等により開札できなかったとき
- (9) 認証局が発行したICカードに不正な手段により改ざんされた事項を含むとき
- (10) ICカードを不正に取得した者が入札をしたとき
- (11) 開札時までに入札参加資格を失ったとき
- (12) 開札日の前日までに指名停止処分を受けたとき
- (13) 設計図書又は仕様書等を指定する方法により入手しなかったとき、または違反した場合
- (14) その他北九州市契約規則及び関係諸規程に規定する事項に違反して入札をしたとき  
(その他)

第11条 入札参加者の資格、入札保証金、入札条項の熟知、入札の中止、予定価格の決定、落札の通知及び取消並びに入札者の指名等の入札執行に必要な事項で、この要領に特に定めのないものは、北九州市契約規則に定めるところによる。

付 則

- 1 この要領は、平成16年12月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成19年12月26日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成26年4月16日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成27年11月20日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、令和2年11月27日から施行する。